

平成 21 年 7 月 21 日

お客様 各位

光陽ファイナンストレード株式会社  
代表取締役 小笠原 昭夫

## 行政処分についてのお詫びとお知らせ

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は農林水産省及び経済産業省より、商品取引所法に基づく立入検査の検査結果に基づき、下記のとおり行政処分を受けることとなりました。

本件につきまして、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑、ご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、この事実を厳粛かつ真摯に受け止め、内部管理体制の充実・強化を図り、法令遵守の体制を強化し、弊社全役職員一同、信頼の回復に努めて参る所存でございます。

お客様にご迷惑をおかけしますことを、重ねてお詫び申し上げます。

謹白

### 【 処分内容 】

商品取引受託業務の停止

平成 21 年 7 月 27 日から平成 21 年 7 月 31 日までの間、商品取引受託業務を停止すること（ただし、取引の決済を結了させる場合を除く。）

以上